

県退職者の再雇用に係るガイドライン

鳥取県総務部

県を退職した元職員が、県出資法人等に再雇用される場合において、その雇用に当たって目安となる年齢と報酬額の基準を下記のとおりとし、県職員の再就職に係る透明性の確保を図る。

記

1 年齢

雇用と年金の接続を図る観点から、県を定年退職となる日（定年の無い職については退職した日）から老齢基礎年金の支給開始年齢に達する日の属する年度の3月31日以降に到来する任期の末日までとする。

2 報酬の額

雇用する法人等において、任用するポストの職責等に応じて、県の暫定再任用職員の給料水準を踏まえて定めるものとする。

<参考> 鳥取県の暫定再任用職員への適用給料表及び級

職務	職務の級
県部長相当職の職務	行政職給料表 8 級
県次長相当職の職務	行政職給料表 7 級
県課長相当職の職務	行政職給料表 6 級
県課長補佐相当職の職務	行政職給料表 4 級

※各級の定年前再任用短時間勤務職員の欄の金額を適用

3 施行日

平成30年10月15日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。